

向日市民体育館利用団体登録要綱

(目的)

第1条 この要綱は、市民が継続的にスポーツ活動を実践できる場として向日市民体育館（以下「体育館」という。）を提供することにより、スポーツ習慣の定着化を図ることを目的とする。

(登録の条件)

第2条 体育館に登録できる者は、本市に在住するおおむね15名以上で構成されたスポーツ活動団体とする。

(登録の申請)

第3条 体育館に登録を受けようとする者は、向日市民体育館利用団体登録申請書（様式第1号、以下「申請書」という。）を市民体育館長（以下「館長」という。）に提出しなければならない。

(申請の受付)

第4条 前条に規定する申請書の受付期間は、毎年2月1日から同月15日までとし、受付時間は午前9時から午後8時までとする。但し、受付期間の初日が休館日に当たるときは、受付期間を1日繰り下げるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、館長は特別の理由があると認めるときは、受付期間を変更することができる。

(登録証の交付)

第5条 館長は、登録することが適当と認めるときは、向日市民体育館利用団体登録台帳（様式第2号）に登録し、向日市民体育館利用団体登録証（様式第3号、以下「登録証」という。）を申請者に交付する。

2 登録証の有効期間は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(登録事項の変更届出)

第6条 前条第1項の規定により登録証の交付を受けた者（以下「登録団体」という。）は登録した事項に変更が生じたときは、館長に向日市民体育館利用団体登録変更届（様式第4号）をすみやかに届け出なければならない。

(登録の取消)

第7条 館長は、次の各号の一に該当したときは、その登録を取り消し、登録証の返還を命ずることができる。

- (1) 虚偽の内容を登録したとき。
- (2) 登録証を他人に譲渡又は転貸したとき。
- (3) 体育館利用申請に虚偽があったとき。
- (4) その他館長が不適當であると認めるとき。

(登録料)

第8条 登録団体は、登録証の交付時に登録料として6,000円を納付するものとする。

(抽選)

第9条 登録団体は、毎月15日～18日の間に京都府・市町村共同公共施設案内予約システムにて抽選予約を行い、19日の抽選予約結果分の利用料金を当月中に体育館窓口にて支払わなければならない。

第10条 削除

(事業への協力)

第11条 登録団体は、登録団体相互の交流を図ると共に、体育館が主催する事業についてできる限り協力するものとする。

(その他)

第12条 この要綱に規定するもののほか、必要な事項は館長が定める。

附 則

1 この要綱は、昭和62年3月1日から施行する。

2 平成27年度の登録団体についての登録料は、第8条の規定にかかわらず、3,000円とする。

附 則

この要綱は、平成3年度以降の登録団体について適用する。

附 則

この要綱は、平成6年度以降の登録団体について適用する。

附 則

この要綱は、平成13年度以降の登録団体について適用する。

附 則

この要綱は、平成20年度以降の登録団体について適用する。

附 則

この要綱は、平成25年度以降の登録団体について適用する。

附 則

この要綱は、平成27年2月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年2月1日から施行する。